

茨木労働基準監督署発表
令和7年6月27日

【照会先】
茨木労働基準監督署
電話 072-604-5308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了していない労働者に運転させ、かつ、同機械に係る接触防止措置を講じなかった疑い）

令和7年6月27日、茨木労働基準監督署（署長 おかざき たかゆき 岡崎 隆之）は、下記のとおり、株式会社アイデックスほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- （1）株式会社アイデックス（以下「被疑会社」という。）
本店所在地 大阪府摂津市鳥飼上
事業内容 産業廃棄物処理業
- （2）同社執行役員事業部長兼工場長（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文等

被疑会社、被疑者ともに労働安全衛生法
同法第61条第1項
労働安全衛生法施行令第20条第12号
労働安全衛生規則第41条
同規則別表第3
同法第20条第1号
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第158条第1項
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者 A は執行役員事業部長兼工場長として工場の労働者を指揮するとともに安全管理を行う者であるが、令和 6 年 3 月 11 日、被疑会社の業務に関し、産業廃棄物の分別作業を行わせるにあたり、法令で定める資格を有しない労働者 B を車両系建設機械（解体用）の運転の業務に就かせ、かつ、誘導員を配置することなく、運転中の車両系建設機械に接触する危険のある箇所に労働者 C を立ち入らせていたものである。

4 参考事項

- （1）令和 6 年 3 月 11 日、労働者 C が産業廃棄物の分別作業中の車両系建設機械と接触し、下腿を切断するという災害が発生している。
- （2）適用法条文は、別紙のとおり。

○労働安全衛生法(抜粋)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

- 2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。
- 3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。
- 4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者
- 四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令(抜粋)

第 20 条 第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一から十一まで (略)

十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転 (道路上を走行させる運転を除く。) の業務

十三から十六まで (略)

別表第 7 建設機械 (第十条、第十三条、第二十条関係)

一から五まで (略)

六 解体用機械

1 ブレーカ

2 1 に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

○労働安全衛生規則(抜粋)

第 41 条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

第 158 条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

※本条は、令六省令第 80 号により、令和 7 年 4 月 1 日から改正されている。

別表第 3

(第四十一条関係)

令第二十条第一号の業務から令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号 1 に掲げる建設機械の運転の業務まで (略)

令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号 2 に掲げる建設機械の運転業務

一 車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習 (平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限る。) を修了した者

二 その他厚生労働大臣が定める者

令第二十条第十三号の業務から令第二十条第十六号の業務まで (略)